

旭実の授業料等を手厚くサポート！！

【全学年対象】「就学支援金制度」・「授業料軽減制度」・「奨学のための給付金制度」等について

「就学支援金制度」は、国公立問わず、高校等の授業料の支援として、世帯収入が910万円未満（※1の判定基準・審査等による）の世帯に支給されます。

また、北海道の「授業料軽減補助金制度」の併用（世帯年収590万円未満の世帯）ができ、保護者の皆様の学費負担は相当軽減されることとなります。



1 本校の授業料と運営費及び諸経費

本校に納入していただく授業料と諸経費(月額)

授業料 33,000円 + 運営費 2,000円 + 諸経費 9,000円 = 44,000円(月額)

◎実際にかかる 授業料と運営費及び諸経費の合計

月額 44,000円

年額 528,000円

就学支援金により(授業料のみ対象、諸経費は除く)

月額44,000円が以下のように負担軽減されます。

◎ 世帯収入が590万円未満のご家庭 ※1

「就学支援金 33,000円」と「授業料軽減2,000円」合わせて

月額 **35,000円** (年額 420,000円)の助成があります。

実負担分

9,000円 / 月

108,000円 / 年

◎ 世帯収入が590万円～910万円未満のご家庭 ※1

「就学支援金 9,900円」支給

月額 **9,900円** (年額 118,800円)の助成があります。

実負担分

34,100円 / 月

409,200円 / 年

◎ 世帯収入が910万円以上のご家庭 ※1

就学支援金の支給はございません

月額 **0円**

実負担分

44,000円 / 月

528,000円 / 年



就学支援金の判定基準 ※1

判定基準の計算式(保護者等の合計額)

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 = 304,200円未満の世帯

※政令指定都市(北海道は札幌市)に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額。

※ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。



就学支援金制度 Q&A (令和5年7月1日現在)

Q1 就学支援金は誰が受け取るのですか。

学校が生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることとなります。
生徒本人(保護者)が直接受け取るものではありません。

Q2 制度の対象となるのは、授業料のみですか。

授業料のみが対象となります。
毎月の校納金には授業料・運営費の他にPTA会費、生徒会費、特別活動後援会費等々の諸経費がございます。

Q3 申請するにはどのような手続きが必要ですか。

原則、入学時(4月)に手続きをしていただく必要があります。
就学支援金オンライン申請システム『e-Shien(イーシエン)』を利用し、インターネットにて申請を行っていただきます。
e-Shien(イーシエン)のログインには、学校から配布されるID・パスワードが必要となります。
就学支援金の支給額を判断するための収入状況の確認は、毎年度行います。
(1年生については4月と7月の2回、2・3年生については7月の1回)
※文部科学省ホームページ「高等学校等就学支援金オンライン申請システムe-Shien」にて詳しい内容をご確認ください

2 北海道授業料軽減制度 (返還の義務はありません)



授業料軽減制度の判定基準 ※1

判定基準の計算式(保護者等の合計額)【就学支援金と同じ計算式となります。】

市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額=154,500円未満の世帯
※政令指定都市(北海道は札幌市)に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額。
※ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。



授業料軽減制度 Q&A (令和5年7月1日現在)

Q1 授業料軽減は誰が受け取るのですか。【就学支援金制度と同様になります。】

学校が生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることとなります。
生徒本人(保護者)が直接受け取るものではありません。

Q2 制度の対象となるのは何ですか。

授業料軽減制度は、運営費が対象となります。

Q3 手続きにはどのような書類が必要ですか。

申請書年1回(4月)の提出が必要となります。
判定基準を計算するためには、保護者等の収入状況に関する書類が必要になりますが、既に就学支援金の申請において書類等を提出している場合は省略することができます。

Q4 対象期間はいつまでですか。

対象期間は1年間となります。
毎年申請していただきますが、4月～6月分、7月～3月分のそれぞれ審査があります。

3 奨学のための給付金の制度（返還の義務はありません）

〔授業料以外の教育費(教科書・教材費など)が次の世帯に対して給付されます〕

支給区分		支給額(年額)
生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生		52,600 円
非課税世帯	・全日制の高校生	137,600 円
	・2人目以降の全日制の高校生	152,000 円
	・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の全日制の高校生等	



奨学のための給付金 Q&A

Q1「奨学のための給付金制度」の特徴を教えてください。

この制度は、非課税世帯を対象とした、授業料以外の費用(その他の教材費、学用品費等)を支援する給付型の制度で、**返済は不要**です。

「就学支援金制度」等と異なり、給付金は原則、保護者の方が受け取ります。

4 公的な貸付制度のご案内

▶ **北海道高等学校奨学会 奨学金制度(毎月の授業料を3年間借りる)** (公)北海道高等学校奨学会

対象: 世帯の基準収入によります。

貸付額: 月額10,000円～35,000円の範囲で5,000円単位

利子: 無利子

申込み方法: 中学3年生(夏頃)に各中学校を通して予約の申し込みをするか、本校入学後の5月～6月に学校を通じて申し込みを行います。家計維持者の死亡、失業、離婚等家計の急変より就学困難となった場合、年度途中でも申込みをすれば緊急採用される場合があります。

返済方法: 卒業後、1年据え置き、12年以内に年賦または半年賦払いになります。大学等へ進学した場合には、在学期間中は返還を猶予されます。

▶ **私立高等学校 入学資金貸付制度(入学資金を借りる)** (公)北海道高等学校奨学会

対象: 生活保護世帯または市町村民税非課税の世帯

貸付額: 20万円以内

利子: 無利子

申込み方法: 入学手続き時に希望調査を行います。

返済方法: 1年据え置き、12年半年賦払い

▶ **民間団体等の各種貸付制度**

あしなが育英奨学生、交通遺児奨学生、廣西・ロジネットジャパン奨学生、朝鮮奨学生、旭川ロータリー育英財団奨学金、希望ヶ丘育英奨学生、アフラックがん遺児奨学基金、道新みらい君奨学金、日本教育公務員弘済会奨学金 等がございます。

お問い合わせ



学校法人 北海道立正学園

旭川実業高等学校 事務局

〒071-8138 北海道旭川市末広8条1丁目

TEL (0166) 51-1246 FAX (0166) 51-1655